

3 墨監第 3 4 7 号  
令和 3 年 9 月 2 2 日

墨田区長 山 本 亨 様

墨田区監査委員 浜 田 将 彰  
同 寺 田 政 弘  
同 井 尾 仁 志  
同 柄 宣 子



令和 2 年度墨田区内部統制評価報告書審査の結果について

地方自治法第 1 5 0 条第 5 項の規定に基づき、同条第 4 項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり監査委員意見を付します。

1 審査の対象

令和 2 年度墨田区内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員による令和 2 年度墨田区内部統制評価報告書の審査は、墨田区長が作成した同報告書について、墨田区長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

3 審査の実施内容

令和 2 年度墨田区内部統制評価報告書について、墨田区長及び内部統制評価部局から報告を受け、「墨田区監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成 3 1 年 3 月総務省)の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

なお、地方自治法第 1 9 9 条の 2 の規定により、浜田将彰監査委員は区議会事務局において執行された事務に係る評価報告の審査について関与していない。

4 審査の結果

令和 2 年度墨田区内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

